

第7章 促進区域設定に関する基準

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

7.1 基本的事項

(1) 趣旨

地球温暖化対策推進法の改正により（2022（令和4）年4月施行）、地方公共団体実行計画制度が拡充され、地域との円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、新たに「地域脱炭素化促進事業」の制度が創設されました。

改正された地球温暖化対策推進法では、市町村は、「地域脱炭素化促進事業」の目標や、対象となる区域（以下「促進区域」という。）等の「地域脱炭素化促進事業」の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

併せて、都道府県は地方公共団体実行計画において、その区域の自然的・社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項として、促進区域の設定に関する基準を定めることができるとなりました。

このことから、本県は、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、再生可能エネルギーの最大限の導入を促すため、市町村が「地域脱炭素化促進事業」を推進できるよう、促進区域の設定に関する基準を定めることとしました。

(2) 基準の位置付け

本基準は地球温暖化対策推進法第21条第6項に規定する促進区域の設定に関する基準です。

(3) 基準の対象

A 対象とする地域脱炭素化促進施設（再生可能エネルギーの種別）

- ・ 太陽光発電施設（太陽光を電気に変換するもの）
- ・ 風力発電施設（風力を電気に変換するもの）
- ・ バイオマス発電施設（バイオマスを電気に変換するもの）

B 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置形態等

太陽光発電施設について、環境への影響が比較的小さい次の規模、設置形態のものは、本基準の対象としません。

- ・出力 10kW 未満の太陽光発電施設。
- ・建築基準法（1950（昭和 25）年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置される太陽光を電気に変換する設備（いわゆる「太陽光パネル」をいう。）を設置するもの。（環境影響評価法施行令（1997（平成 9）年政令第 346 号）別表第 1 の第 2 欄に掲げる要件に該当するものを除く。）

7.2 基準

(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（1999（平成 11）年総理府令第 31 号（以下「省令」という。））第 5 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は次のとおりです。市町村はこれらの区域を含む区域を促進区域に設定することはできません。

■ 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（対象：太陽光発電施設、風力発電施設、バイオマス発電施設）

分類	区域名	関係法令
防災	・ 砂防指定地	・ 砂防法
	・ 地すべり防止区域	・ 地すべり等防止法
	・ 急傾斜地崩壊危険区域	・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	・ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	・ 河川区域 ・ 河川保全区域 ・ 河川予定地	・ 河川法
	・ 海岸保全区域 ・ 一般公共海岸区域	・ 海岸法
農地	・ 農用地区域 ・ 甲種農地又は採草放牧地 ・ 第 1 種農地又は採草放牧地（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律による農業上の土地利用との調整が調ったものを除く。）	・ 農業振興地域の整備に関する法律 ・ 農地法

- 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域（対象：太陽光発電施設、風力発電施設、バイオマス発電施設）（つづき）

分類	区域名	関係法令
自然環境 生物多様性	・ 自然環境保全地域特別地区	・ 茨城県自然環境保全条例
	・ 第1種特別地域 ・ 第2種特別地域 ・ 第3種特別地域	・ 自然公園法
	・ 第1種特別地域 ・ 第2種特別地域 ・ 第3種特別地域	・ 茨城県立自然公園条例
	・ 鳥獣保護区特別保護地区	・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
森林	・ 保安林	・ 森林法
景観・文化財	・ 風致地区	・ 都市計画法
	・ 国指定有形文化財 ・ 国指定史跡名勝天然記念物 ・ 国選定重要伝統的建造物群保存地区 ・ 国登録有形文化財 ・ 国登録記念物	・ 文化財保護法
	・ 県指定有形文化財 ・ 県指定史跡名勝天然記念物	・ 茨城県文化財保護条例
	・ 景観形成重点地区（市町村景観計画）	・ 景観法
	・ 特別緑地保全地区	・ 都市緑地法
	社会的条件	・ 航空制限区域※

※ 社会的条件の航空法に基づく「航空制限区域」について、太陽光発電施設は適用しない。

（2） 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

省令第5条の4第2項第2号に規定する「促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項（以下「考慮対象事項」という。）」等は次のとおりです。

市町村は、「考慮対象事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行う必要があります。

また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置付ける必要があります。

■ 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項（太陽光発電施設①）

考慮対象事項	促進区域の設定にあたって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 (地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による影響	・ 周辺施設の情報(学校、福祉施設、住宅等)	・ 環境アセスメントデータベース(EADAS*) ・ 市町村教育委員会ホームページ等	・ パワーコンディショナからの騒音に配慮すること。 ・ 周辺に施設がある場合、必要に応じ、騒音の距離減衰式等により、騒音レベルを予測し、周辺施設からの適切な離隔や、パワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。
水の濁りによる影響	・ 地域の気象(降水量等)の情報	・ 気象庁のホームページ	・ 地域の気象情報を確認し、降雨時に事業地からの排水(水濁等)による影響が懸念される場合には、雨水が適切に排水できる対策(調整池等の設置)を講じること。
	・ 周辺の河川、湖沼等の利用状況(飲料水、農業用水等の取水状況)	・ EADAS ・ 県、市町村が所有している取水地の情報 ・ 県の漁業権漁場図等	・ 排水先の下流に、漁業権が設定されている場合や、飲料水、農業用水等へ使用されている場合には、調整池等による対策に加え、仮設沈砂池等の設置を検討すること。
重要な地形及び地質への影響	・ 「日本の地形レッドデータブック」に掲載されている情報	・ 日本の地形レッドデータブック等	・ 重要な地形及び地質が存在する場合、当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画とすること。
土地の安定性への影響	・ 盛土、切土の有無	・ 地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院) ・ 県や市町村における「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に係る情報等	・ 事業区域内に盛土、切土が存在する場合は、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工などの、土砂等の崩壊等による災害の発生の防止策を講じること。
反射光による影響	・ 周辺施設の情報(学校、福祉施設、住宅等)	・ EADAS ・ 市町村教育委員会ホームページ等	・ 太陽光の反射光に配慮すること。 ・ 周辺に施設がある場合、必要に応じ、反射を抑えた仕様の太陽光パネルの採用、太陽光パネルの傾きの調整、周囲に植栽を施す等、反射光への対策を行うこと。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ 鳥獣保護区	・ EADAS ・ 県ホームページ等	・ 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
	・ 環境省レッドリスト ・ 茨城県版レッドリスト	・ EADAS ・ 環境省ホームページ「環境省レッドリスト」 ・ 県ホームページ「茨城県版レッドリスト・レッドデータブック」等	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行うこと。 ・ 重要な種の生息や、注目すべき生息地が確認される場合、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。

■ 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項（太陽光発電施設②）

考慮対象事項	促進区域の設定にあたって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 (地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。)
	収集すべき情報	収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植生自然度の高い地域 ・ 特定植物群落 ・ 巨樹・巨木林 	<ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS ・ 環境省ホームページ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。 ・ 事業区域が、これらにおいて重要とされる場所である場合は、専門家に相談するなどして十分な検討を行い、必要に応じて適切な対策を講ずること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省レッドリスト ・ 茨城県版レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS ・ 環境省ホームページ「環境省レッドリスト」 ・ 県ホームページ「茨城県版レッドリスト・レッドデータブック」等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行うこと。 ・ 重要な種の生育や、注目すべき生育地が確認される場合、原則としてその生育場所、生育環境を事業区域に含めないようにすること。
地域を特徴付ける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然再生の対象となる区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS ・ 環境省ホームページ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然再生推進法に基づき自然再生協議会が自然の再生に取り組んでいる場合、事業の実施にあたり、当該協議会に意見聴取を行うなどし、必要な措置を講ずること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「生物多様性保全上重要な里地里山」、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」の選定状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS ・ 環境省ホームページ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業地を選定する場合、国が選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に配慮すること。 ・ 事業者は、事業の実施に先立ち、必要な措置を講ずること。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長距離自然歩道 ・ 保健保安林 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省、県ホームページ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等に基づく市町村の重要な景観や眺望の選定状況 ・ 展望台、眺望の良い峠、県の観光スポット 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の景観、観光等の担当部署への確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展望台、眺望の良い峠、県の観光スポットから景観への影響のない場所において事業を計画すること。 ・ それらの場所に近接する場所で事業を行う場合、敷地境界周辺に植栽等の対策を講ずること。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村の観光、公園管理の担当部署への確認 ・ 観光パンフレット等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。

■ 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項（風力発電施設①）

考慮対象事項	促進区域の設定にあたって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 (地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による影響	・ 周辺施設の情報 (学校、福祉施設、住宅等)	・ EADAS ・ 市町村教育委員会ホームページ等	・ 風車等からの騒音に配慮すること。 ・ 周辺に施設がある場合、必要に応じ、騒音の距離減衰式等により、騒音レベルを予測し、周辺施設からの適切な離隔を確保すること。
重要な地形及び地質への影響	・ 「日本の地形レッドデータブック」に掲載されている情報	・ 日本の地形レッドデータブック等	・ 重要な地形及び地質が存在する場合、当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画とすること。
土地の安定性への影響	・ 盛土、切土の有無	・ 地形図、国土基本図、土地条件図 (国土地理院) ・ 県や市町村における「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に係る情報等	・ 事業区域内に盛土、切土が存在する場合は、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工などの、土砂等の崩壊等による災害の発生の防止策を講じること。
風車の影による影響	・ 周辺施設の情報 (学校、福祉施設、住宅等)	・ EADAS ・ 市町村教育委員会ホームページ等	・ 周辺に施設がある場合、風車の影が周辺の施設に長時間重ならないよう、風力発電施設の配置を検討すること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ 鳥獣保護区	・ EADAS ・ 県ホームページ等	・ 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
	・ 環境省レッドリスト ・ 茨城県版レッドリスト	・ EADAS ・ 環境省ホームページ「環境省レッドリスト」 ・ 県ホームページ「茨城県版レッドリスト・レッドデータブック」等	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行うこと。 ・ 重要な種の生息や、注目すべき生息地が確認される場合、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 植生自然度の高い地域 ・ 特定植物群落 ・ 巨樹・巨木林	・ EADAS ・ 環境省ホームページ等	・ 原則として、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。 ・ 事業区域が、これらにおいて重要とされる場所である場合は、専門家に相談するなどして十分な検討を行い、必要に応じて適切な対策を講ずること。
	・ 環境省レッドリスト ・ 茨城県版レッドリスト	・ EADAS ・ 環境省ホームページ「環境省レッドリスト」 ・ 県ホームページ「茨城県版レッドリスト・レッドデータブック」等	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行うこと。 ・ 重要な種の生育や、注目すべき生育地が確認される場合、原則としてその生育場所、生育環境を事業区域に含めないようにすること。

■ 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項（風力発電施設②）

考慮対象事項	促進区域の設定にあたって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 (地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。)
	収集すべき情報	収集方法	
地域を特徴付ける生態系への影響	・ 自然再生の対象となる区域	・ EADAS ・ 環境省ホームページ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然再生推進法に基づき自然再生協議会が自然の再生に取り組んでいる場合、事業の実施にあたり、当該協議会に意見聴取を行うなどし、必要な措置を講じること。 ・ 国が選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に配慮すること。 ・ 事業者は、事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講じること。
	・ 「生物多様性保全上重要な里地里山」、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」の選定状況	・ 環境省ホームページ等	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長距離自然歩道 ・ 保健保安林 	・ 環境省、県ホームページ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。 ・ 展望台、眺望の良い峠、県の観光スポットから景観への影響のない場所において事業を計画すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等に基づく市町村の重要な景観や眺望の選定状況 ・ 展望台、眺望の良い峠、県の観光スポット 	・ 市町村の景観、観光等の担当部署への確認等	
主要な人と自然との触れ合いの活動への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村の観光、公園管理の担当部署への確認 ・ 観光パンフレット等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。

■ 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項（バイオマス発電施設①）

考慮対象事項	促進区域の設定にあたって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 (地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。)
	収集すべき情報	収集方法	
大気質への影響	・ 周辺施設の情報(学校、福祉施設、住宅等)	・ EADAS ・ 市町村教育委員会ホームページ等	・ 発電施設から発生するばい煙について大気汚染物質を除去する装置を設置するなど、ばい煙による周辺施設への影響に配慮すること。
騒音による影響	・ 周辺施設の情報(学校、福祉施設、住宅等)	・ EADAS ・ 市町村教育委員会ホームページ等	・ 発電施設からの騒音に配慮すること。 ・ 周辺に施設がある場合、必要に応じ、騒音の距離減衰式等により、騒音レベルを予測し、周辺施設からの適切な離隔を確保すること。
悪臭による影響	・ 周辺施設の情報(学校、福祉施設、住宅等)	・ EADAS ・ 市町村教育委員会ホームページ等	・ 発電施設からの悪臭に配慮すること。 ・ 周辺に施設がある場合、必要に応じ、脱臭装置を設置するなど、悪臭への対策を講じること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ 鳥獣保護区	・ EADAS ・ 県ホームページ等	・ 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
	・ 環境省レッドリスト ・ 茨城県版レッドリスト	・ EADAS ・ 環境省ホームページ「環境省レッドリスト」 ・ 県ホームページ「茨城県版レッドリスト・レッドデータブック」等	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行うこと。 ・ 重要な種の生息や、注目すべき生息地が確認される場合、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 植生自然度の高い地域 ・ 特定植物群落 ・ 巨樹・巨木林	・ EADAS ・ 環境省ホームページ等	・ 原則として、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。 ・ 事業区域が、これらにおいて重要とされる場所である場合は、専門家に相談するなどして十分な検討を行い、必要に応じて適切な対策を講ずること。
	・ 環境省レッドリスト ・ 茨城県版レッドリスト	・ EADAS ・ 環境省ホームページ「環境省レッドリスト」 ・ 県ホームページ「茨城県版レッドリスト・レッドデータブック」等	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行うこと。 ・ 重要な種の生育や、注目すべき生育地が確認される場合、原則としてその生育場所、生育環境を事業区域に含めないようにすること。

■ 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項（バイオマス発電施設②）

考慮対象事項	促進区域の設定にあたって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 (地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。)
	収集すべき情報	収集方法	
地域を特徴付ける生態系への影響	・ 自然再生の対象となる区域	・ EADAS ・ 環境省ホームページ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然再生推進法に基づき自然再生協議会が自然の再生に取り組んでいる場合、事業の実施にあたり、当該協議会に意見聴取を行うなどし、必要な措置を講じること。 ・ 国が選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に配慮すること。 ・ 事業者は、事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講じること。
	・ 「生物多様性保全上重要な里地里山」、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」の選定状況	・ 環境省ホームページ等	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・ 長距離自然歩道 ・ 保健保安林	・ 環境省、県ホームページ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。 ・ 展望台、眺望の良い峠、県の観光スポットから景観への影響のない場所において事業を計画すること。 ・ それらの場所に近接する場所で事業を行う場合、敷地境界周辺に植栽等の対策を講じること。
	・ 法令等に基づく市町村の重要な景観や眺望の選定状況 ・ 展望台、眺望の良い峠、県の観光スポット	・ 市町村の景観、観光等の担当部署への確認等	
主要な人と自然との触れ合いの活動への影響	・ キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場の状況	・ 県、市町村の観光、公園管理の担当部署への確認 ・ 観光パンフレット等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。

7.3 地域脱炭素化促進事業が想定される場所の例

地域脱炭素化促進事業を実施する場合、想定される事例は、次のとおりです。

■ 想定される事例

場所	想定事例
公有地	<ul style="list-style-type: none"> ・廃校のグラウンド、廃棄物処分場跡地、調整池（水上太陽光発電）などに太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入する。 ・非常時に防災拠点となる公共施設（庁舎、学校、公園 等）に、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入し、発電した電力を平常時に自家消費するとともに、非常時には防災用電源としても活用することができる。
工業団地	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地の一部の区域を「再エネゾーン」に設定し、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを導入し、当該区域で発電した電力を工業団地内で自家消費する。 ・事業者の脱炭素化が求められていることから、脱炭素化を進める企業誘致や、産業集積に繋がることが期待される。
民有地	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地やゴルフ場跡地などの未利用地を活用し、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを導入する。 ・地域の小売電気事業者を活用し、地域で電力を自家消費することにより、地域への経済波及効果も期待される。
特定の地区・街区	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートコミュニティの形成を行う地区・街区のように、特定の地区・街区において、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入・利用を行うことを市町村の施策として重点的に行うエリアを設定する。
観光地	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地に太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池を導入し、観光地の平常時の電源や、夜間のライトアップなどにより、クリーンな観光地として集客につなげることが期待される。